

船員災害防止活動の促進に関する法律

1 . 案内情報

手続名	:	船員災害防止協会解散の届出
手続根拠	:	船員災害防止活動の促進に関する法律第51条第2項
手続対象者	:	船員災害防止協会
提出時期	:	解散の日から2週間以内。
提出方法	:	届出書(様式はない)を厚生労働大臣及び国土交通大臣に提出する。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	解散の議決をした総会の議事の経過を記載した書面・1部
申請書様式	:	なし
記載要領・記載例	:	なし

2 . 窓口情報

提出先	:	国土交通省海事局船員部労働基準課
受付時間	:	提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	:	上記提出先

3 . 手続情報

審査基準	:	—
標準処理期間	:	—
不服申立方法	:	—